

福祉施設経営相談のQ&A

経営相談コーナーに寄せられた質問及び回答集の中から掲載します。

○年次有給休暇の繰越について

Q パートタイマーを1年契約で雇用して年次有給休暇も付与しているが、毎年契約更新して継続雇用となっている。年次有給休暇の繰越は可能か。また、このパートタイマーを正規職員で雇用した場合、パート期間中の未消化有給休暇は繰越可能でしょうか。

A 1年間の期間限定雇用契約でも契約の自動的な更新で継続雇用していれば、期間の定めのない雇用に該当する。労働基準法第115条の定めにより、年次有給休暇の時効は2年であるから、正規職員同様に年次有給休暇の繰越は可能である。また、同一法人内での正規職員への採用であれば、その時の年次有給休暇付与の起算日は、パート採用時になる。従って、パート期間中に未消化の年次有給休暇があり、時効になつていない日数については、正規職員

に採用された後にも繰越可能である。

○理事長に対する役員報酬について

Q 社会福祉法人の理事長は役員報酬をもらえるか。

A 役員報酬支給基準について定款準則では、「勤務実態に即して支給すること」とし、役員の地位にあることのみによっては支給しない」と定めてあるが、この事項に対する関連解説では、「人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては一般職員と同様の勤務体制を求めるものではない」としている。

役員報酬支給規定において、その支給条件で理事長の職掌を明確に定めておけば問題はないで

しょう。



住宅改修相談会のご案内

テーマ別介護講座 「認知症高齢者への理解を深めよう」 を開催しました。

8月26日(日)県民交流センターにて
テーマ別介護講座「認知症高齢者への理解を深めよう」を開催しました。
20代～80代の方まで県内各地から、35名の方が受講しました。

講師は湧水町の特別養護老人ホーム「つつはの園」の事務長坂井明弘先生で、施設での事例をもとに具体的に認知症の症状について、また、認知症の方とのコミュニケーション方法等介護方法について学びました。

11月8日(木)に第2回目の講座を予定しておりますので、受講を希望される方は当センターまでお申し込みください。

現在、お住まいの住宅について「手すりをつけたい」「段差をなくしたい」等住宅改修をお考えではありませんか。

当センターでは、毎月第2日曜日に住宅改修相談会を(財)鹿児島県住宅・建築総合センターの一級建築士が担当し開催しております。

11月と12月の相談会

11月11日(日) 13時～15時
12月9日(日) 13時～15時

相談会場は、当センター1階「モデルハウス」になりますが、実際の改修事例を見ながら、またエレベーターや階段昇降機等を体験しながら、相談に応じています。

予約制ですので、ご希望の方は、下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。



【お問い合わせ先】 〒892-0816 鹿児島市山下町14番50号(かごしま県民交流センター内)

☎099-221-6615 ☎099-239-0384

[E-mail]kaigo@kagoshima-pac.jp [URL]<http://www.kagoshima-pac.jp>